

復興ニュースでは… 広報あさくらの発行にあわせて、復旧・復興に向けた市の取り組み状況とその進捗状況などを随時お知らせしていきます。

出水期対策プロジェクトチームから 出水期の二次災害防止のため避難体制が変わります

指定緊急避難場所・指定避難所を追加指定しました

「朝倉光陽高校」「高木コミュニティセンター」を追加指定し、「らくゆう館」を「らくゆう館・女性センター」に名称変更しました。危険を感じる場合は早めに避難できるよう、避難場所を確認しましょう。

避難情報の放送が変わります

雷や豪雨時には、防災行政無線の音声聞き取りにくいことがあるため、次のように緊急度に応じた使い分けを行います。特に緊急性の高い「避難勧告」や「避難指示」では、サイレンを鳴らします。

避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
「チャイム音」→「音声放送」 →「チャイム音」	「サイレン 30 秒」→「無音 10 秒」 →「サイレン 30 秒」→「音声放送」	「サイレン 30 秒」→「無音 10 秒」 →「サイレン 30 秒」→「無音 10 秒」 →「サイレン 30 秒」→「音声放送」

※火災時のサイレンは、現行のとおり「サイレン 10 秒」→「無音 2 秒」を 5 回繰り返します。



上記のほか、4 月から市に自衛隊 OB の「防災危機管理調整官」を任用し、出水期対策プロジェクトチームの業務を行うほか、災害対策本部での指導・助言、自衛隊や県等の関係機関との連絡調整にあたります。

問 市防災交通課（内線 61-119）

福岡県河川課・砂防課から 二次災害防止のため簡易監視カメラを設置しています

福岡県では、朝倉市に簡易監視カメラを 11 カ所設置し、10 分ごとの静止画をリアルタイムで県河川課ホームページで公開しています。カメラの映像のほか、雨量をはじめ、河川水位やダムなどの防災情報を提供しています。適切な避難判断に役立ててください。

■ URL…<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/>



■設置箇所

- ・荷原川（久保鳥橋）
- ・黒川（宮園橋）
- ・桂川（比良松橋）
- ・妙見川（妙見橋）
- ・奈良ヶ谷川（奈良ヶ谷砂防堰堤）
- ・北川（神田橋）
- ・導目木川（花立砂防堰堤下流）
- ・寒水川（大分自動車道下）
- ・白木谷川（前田橋上流）
- ・赤谷川（久保垣橋・松末小学校）

被災に関する困りごとは「地域支え合いセンター」にご相談ください

- ・甘木センターおよび朝倉センター（朝倉老人福祉センター内） ☎ 52-0356
- ・杷木センター（杷木老人福祉センター内） ☎ 63-3543 ※ 平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分

✓ 義援金の4次・5次配分が決定しました

ポイント1 住家被害（持家）の再建加算を強化

住家被害（持家）で「全壊・大規模半壊・半壊」の判定を受けた世帯で、住宅の再建（建設・購入または補修）を行い再建加算（2次配分）の支給を受けた世帯に、「再建加算強化（4次配分）」を順次振り込みます。申請は不要です。

なお、再建をし、「再建加算（2次配分）申出書（水色の申出書）」の提出が済んでいない人は必要書類を添付のうえ、市福祉事務所（本庁地下）へ申請してください。（郵送可）

ポイント2 長期避難指定地区への配分

長期避難地区に指定された場合は、「全壊世帯」と同様の取扱いとなります。県が長期避難地区を認定した後、対象地区の該当世帯へ通知を送付します。

ポイント3 解体を行う世帯への配分

住家被害（持家）で「大規模半壊・半壊」の判定を受けた世帯で、被災者生活再建支援法による解体を行う世帯が対象です。詳細はお問い合わせください。

すでに生活再建支援法の解体申請をされている場合は、順次振り込みます。申請は不要です。

☎ 市福祉事務所（内線 61-114、124） ※ 支所窓口での受付は行っていません。

▼決定分は下記表のとおり

【4次配分（再建強化）】

区分		配分基準額
住家被害 （持家）	全壊	200,000 円
	大規模半壊	450,000 円
	半壊 （床上浸水）	900,000 円

【5次配分（解体世帯への配分）】

区分		配分基準額
住家被害 （持家）	大規模半壊	500,000 円
	半壊 （床上浸水）	1,400,000 円

これまでの詳細な義援金配分額などは、「広報あさくら平成 29 年 11 月 15 日号」と「被災者支援制度のお知らせ（第 4 版）」をご覧ください。

義援金（2次配分）床下浸水の受付は 5 月 31 日までです。床下浸水の受付は各支所でも受け付けていますので、申請が済んでいない人は、手続きをお願いします。



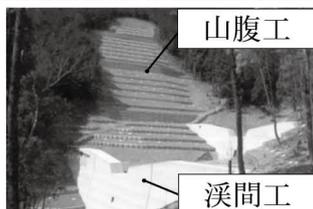
林野庁九州森林管理局から

民有林直轄治山事業に本格的に着手します

福岡県からの要請を受け、今回の豪雨災害で発生した荒廃山地の復旧整備を行うため、朝倉地域と杷木地域の民有林において、4月から「民有林直轄治山事業」（国直轄事業）に本格的に着手します。現時点で治山対策が必要な溪流などに対して、溪間工（治山ダムなど 153カ所）、山腹工（33カ所）など復旧整備を総合的に進めていくとともに、緊急的に必要な治山対策として市の復興計画に盛り込まれている溪間工（治山ダムなど 17カ所）、山腹工（4カ所）もあわせて実施します。

事業実施にあたっては、詳細な事業計画がまとまり次第、該当地区（地権者含む）へ事業説明を行います。

山腹工とは、崩壊の特性に応じて土留工などの施設を設置し、植栽などで森林を再生する工法。溪間工は、治山ダムなどの施設を設置し、山脚の固定などを図る工法。



10年後の山腹工箇所のように

がんばろう！
朝倉・東峰

ボランティアによる地域用水路の土砂撤去



3月24日、（一社）北部九州河川利用協会の呼びかけで、杷木古賀や杷木池田の集落の地域用水路の土砂撤去がボランティアにより行われました。

参加したのは、地元住民のほか朝倉東高校、朝倉光陽高校の生徒や久留米大学、佐賀大学の学生など計約 250 人。スコップを使い、用水路を埋めた土砂を取り除きました。水が流れるになると、参加者たちは、汗をぬぐいながら喜び、安堵の表情を浮かべました。

